

○ 美幌・津別広域事務組合管理者職務代理者の指定 に関する規則

〔平成3年3月7日〕
規則第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定により、美幌・津別広域事務組合管理者の職務を代理する者は、事務局長とする。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

（美
津
二
十）